

工事協定書

東京都足立区千住一丁目 71 番地、72 番地他に建設する、千住一丁目地区第一種市街地再開発事業（以下「本件工事」という。）に関し、千住一丁目町会、千住二丁目町会、千住本町商店街振興組合（以下「甲」という。）、建築主・千住一丁目地区市街地再開発組合（以下「乙」という。）、施工者・株式会社フジタ 東京支店（以下「丙」という。）とは以下の事項を確認したので、工事協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

第 1 条（目的）

甲、乙および丙は、本件工事の施工にあたり、円満な近隣関係を保持するよう努めるものとする。

第 2 条（建築物の概要）

- ① 工事名称 千住一丁目地区第一種市街地再開発事業
- ② 工事場所 東京都足立区千住一丁目 71 番地、72 番地他
- ③ 用途・戸数 店舗、共同住宅（184 戸）、保育所、駐車場、駐輪場
- ④ 構造 鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 3 0 階建
- ⑤ 規模 延床面積 約 2 4, 3 0 0 m²

※なお、面積等については、軽微な計画変更が生じる場合がある。

第 3 条（関連法規等の遵守）

乙および丙は、本件工事の施工にあたり、建築基準法、住民の健康と安全を確保する環境に関する条例、騒音規制法および労働安全衛生規則等の関連法規を遵守し、その他行政指導に従うものとする。

2. 乙および丙は、委託先および関係者においても、本協定の定めを周知させ、遵守させるものとする。

第 4 条（工事期間）

本件工事の工事期間は平成 29 年 1 月から、平成 31 年 9 月までとする。ただし、諸事情により工事期間を変更する場合、乙または丙は、変更決定後その旨をすみやかに甲へ連絡するものとする。

第 5 条（現場管理）

1) 工事期間中は事務所を設置し、現場責任者を常駐させ、工事作業場付近における適切な安全対策の実施及び火災・工事に係る事故防止のため現場管理を厳正に行うものとする。

2) 作業場内車両通路には鉄板敷あるいは舗装等により、土砂や塵芥等の持出しを抑えるとともに、作業場周辺道路の清掃、また必要に応じ散水する等で飛散防止に努めるものとする。

3) 作業員の風紀についての指導監督には十分留意し、作業員の教育の実施、衛生管理の徹底を図るとともに、当方の責任で厳正に管理する。

第6条（作業時間および休日）

本件工事の作業時間及び休日は、原則として以下の通りとする。

- ① 工事作業時間は、原則午前8時から午後6時30分迄（前後30分程は準備、清掃、後片付け等を行うものとする。）とする。但し、コンクリート圧送ポンプ車、ダンプ、ラフタークレーン、搬出入車両等は、午前8時前に入場させる場合がある。
- ② 日曜日は、原則全休とし、祝日の作業内容については低騒音低振動の作業を行うよう努めるものとする。尚、GW、夏季休暇・冬季（年末年始）休暇等については、その都度お知らせ看板等にて案内するものとする。また、町内会、商店街の行事に配慮するものとする。
- ③ 下記の事情により作業時間または休日を変更して作業を行う場合があるものとする。
 - 1) 騒音・振動が少ない仕上げ・内装・外構工事等の作業。
 - 2) 交通事情等により遅延が生じたコンクリート打設作業、及びコンクリート打設後のコンクリート表面左官押さえ作業。
 - 3) 事故・天災・その他安全を確保するために必要とされる緊急対応。
 - 4) 大型車両の搬出入・道路工事等において、道路交通法等により所轄警察署等の時間的な規制・指導を受ける作業。
 - 5) その他諸官庁の指示・指導に基づく作業。

第7条（工事工程表）

丙は、作業内容を明記した「週間予定表」を仮囲いに設置するお知らせ看板に掲示するものとする。

第8条（騒音・振動・塵埃防止対策）

本件工事に伴う騒音・振動・塵埃等のご迷惑がご近隣の皆様に及ぶことを極力防止する為、又安全に工事を遂行する為、万能鋼板・養生シート・養生ネット等の設備、また使用重機械の選定等の努力するものとする。

第9条（工事車両等の交通安全対策）

工事車両の通行・作業場内への出入りに際しては、所轄警察署の指導及び指示を受け必要に応じて交通誘導員を配置して、一般歩行者並びに通行車両等の安全を確保するものとする。また、作業場周辺の道路には、工事車両及び工事関係者が使用する車両を駐車させないよう指導を徹底する。

第10条（近隣家屋等）

本件工事着手前に対象となる近隣住民の立会いの下、調査専門会社による現状確認のための調査を実施する。

万一、本件工事の施工に起因して近隣家屋及び周辺道路等が損傷した場合は、速やかに応急処置等を施し、協議のうえ、原状復旧等の必要な処置を行うものとする。

第11条（周知方法）

工事に関する案内は、仮囲いに設置するお知らせ看板にて周知するとともに、必要に応じてビラ配布による周知を行うものとする。

第12条（電波障害対策）

事前に専門業者による周辺の実態調査を実施するものとし、工事期間中及び建物竣工後において本建物に起因するテレビ電波受信障害が確認された場合は、責任を持って原状回復の対策を行うものとする。

第13条（工事期間中の窓口）

工事期間中は工事責任者を常駐させ、町会、商店街との窓口担当者をおき、申し入れ等については速やかに誠意をもって対応するものとする。

連絡窓口（工事責任者）

株式会社フジタ 東京支店

作業所長 吉野 浩一

現場事務所 東京都足立区千住仲町18番11号 田中仲町ビル2F

電話 03-3879-2351

第14条（その他）

本協定に定めなき事項・疑義が生じた場合、甲、乙、丙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。